

～ ベトナム特集② ～

ベトナムにおける立法過程の概要とその特徴

国際協力部教官

渡部 吉俊

第1 はじめに

本稿では、本年4月から新たに開始されたベトナム法整備支援プロジェクト（2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト）の目標の一つである「ベトナムにおける法令相互間の不整合の抑制・是正及びその統一的な運用・適用の実現」に向けた検討材料とするため、ベトナムにおける立法過程の現状について概観し、その特徴を明らかにすることを試みる。ベトナムの立法過程は、法規範文書発用法¹（2008年6月3日法律第17号、2009年4月1日施行。以下「発用法」という。）及び同法の施行議定²（2009年3月5日議定第24号、2009年4月20日施行。以下「施行議定」という。）により主に規律されているが、本稿の中心は主としてこれらの条文の規定であって、実際の立法過程を追って実証的に分析するものではない³。そのため、実際の運用とは異なる記述をしていたり、実務上重要な点を見逃している可能性もある。加えて、本稿では、発用法及び施行議定の英訳版^{4,5}を主に参照し、ベトナム語原文での確認は行っていないため、翻訳に起因する誤解が生じている可能性もあることは、予めご了承ください。なお、本稿の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをお断りしておく。

¹ 1996年に制定された旧法に代わり2008年に制定された現行の法規範文書発用法については、既に、同法及び2004年制定の人民評議会・人民委員会法規範文書発用法を統合した新法が本年6月に可決成立しており、2016年7月1日から施行される予定である。

² 議定とは、政府が制定する法規範文書のこと（発用法第2条第4項、第14条）。日本の政令に相当するが、日本のように法律を執行するための執行命令と法律の個別の委任に基づく委任命令に限られるわけではない。詳しくは本文第3以下を参照。

³ ベトナムにおける法の矛盾や不整合の問題について、特に政府による立法の問題を中心に実証的に分析したものとして、PHAN Thi Lan Huong, *The Role of Vietnamese Government in Legislation – in Comparison with Japan* (CALE Discussion Paper No.11, September, 2014)

⁴ 発用法については、ベトナム司法省のウェブサイトにて英訳版が参考として掲載されている (http://www.moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=10500) ほか、JICAプロジェクトの成果物としての日本語訳も存在する (<http://www.moj.go.jp/content/000117958.pdf>)。本稿では、基本的に同成果物の翻訳に従いつつ、一部、分かりやすさ等の観点から異なる訳語を充てている。なお、新プロジェクトのカウンターパートの一つである首相府は、同成果物では「政府事務局」と訳されているが、同じ機関を表している。

⁵ 施行議定の英訳版についても、ベトナム司法省のウェブサイト参照 (http://www.moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=10662)。なお、発用法と施行議定、又は発用法・施行議定それぞれの中で、同一物に異なる訳語が充てられている場合がある。

第2 ベトナムにおける立法過程の概要

ベトナムにおいては、憲法第84条に列記された多数の機関等⁶が法律案を国会に提出する権利を付与されているが、実際に立法活動の中心を担うのは政府⁷及び政府機関である。ここでは、政府が法律案を作成し国会に提出するケースを念頭に、手続の概要を述べることにしたい。

ベトナムにおける政府提出法律案の立法過程は、大きく、①立法計画の策定段階、②政府による法律案の起草段階、③国会による法律案の審議段階の3段階に分けて考えることができる。以下、順に手続の概要をみていく。

1 立法計画の策定段階

ベトナムで法律が制定されるためには、まず、法律案の提出権を有する者の提案に基づき国会において決議される立法計画の中に、当該法律の掲載がなされなければならない。発行法では、法規範文書⁸のうち、法律、国会常務委員会令及び議定についてこのような計画を策定することとしているが、法律と国会常務委員会令の場合は、国会の任期（5年）全体にわたる計画（以下「全体計画」という。）と、それに基づいて策定される毎年の計画（以下「年次計画」という。）で構成される（発行法第22条第2項）。例えば、今期国会（第13期）の法及び国会常務委員会令の全体計画については2011年11月26日国会決議第20号により、また、2015年の年次計画については2014年5月30日国会決議第70号により、それぞれ策定がなされている。なお、2015年の年次計画では、法律29本と国会常務委員会令2本の制定が予定されている。

法律に係る立法計画の策定手続については、発行法第Ⅲ章第1節（第22条～第29条）及び施行議定第Ⅰ章第1節（第1条～第12条）に規定されており、その概要は以下のとおりである。

⁶ 国家主席、国会常務委員会、国会の民族評議会及び各委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院、ベトナム祖国戦線中央委員会及び祖国戦線の構成組織の中央機関並びに国会議員である。

⁷ ベトナム国家機構の一つであり最高の国家行政機関である政府は、首相、副首相、各省大臣及び各省同格機関の長で構成され、過半数により業務を決する（憲法第94条、第95条）。本稿では、政府関係機関を含め、単に政府という場合がある。

⁸ 法規範文書の種類は発行法第2条に列記されているが、実際には、議定と各省大臣等が制定する通達（日本の省令に相当し、外部的効力を有する。）が多い。なお、PHAN氏の論文（前掲注3）によれば、1986年のドイモイ政策開始から2013年7月までに、市場経済化の要請を満たすため、290の法律、2,783の議定、7,080の通達（共同通達を含む。）が制定されたという（24頁）。

(1) 政府における立法計画案の作成及び審査

発行法では、政府はその所管内の問題に係る立法計画の案を作成しなければならないと規定し（発行法第23条第2項）、全体計画の案については、国会の任期の最初の年の8月1日までに、年次計画の案については、前年の3月1日までに、それぞれ、国会常務委員会及び国会法令委員会に送付することとしている（発行法第24条第1項）。

政府の立法計画案の作成に当たっては、司法省が、各省、各省同格機関及び各政府附属機関（以下「各省等」という。）からの提案に基づく立法計画案の作成において政府を補助するものとされており（発行法第23条第2項）、施行議定において、司法省を中心とする立法計画案の作成手続が定められている。すなわち、各省等は、所管分野の立法計画につき、関係部局からの意見やウェブサイトを通じての意見収集等を経て、提案書類を作成し（施行議定第3条）、所定の期日までに司法省に送付しなければならない（施行議定第4条）。司法省は、各省等から提出された提案書類を審査するとともに、同省及び首相府のウェブサイトに20日間以上掲載し、各機関・個人からの意見を収集しなければならない（施行議定第6条）。提案書類の検討に当たり、司法大臣は、司法省の代表及び専門家で構成される諮問委員会を設置することができる（施行議定第7条）。司法大臣は、各省等の提案、諮問委員会の審査結果及び収集された意見に基づき、政府の立法計画案のドラフトを作成し⁹、当該ドラフトを更に20日間以上ウェブサイトに掲載して意見を求めた後、完成したドラフトを政府に提出する（施行議定第8条）。立法の提案に際しては、制定する必要性、法の対象範囲、主な内容、事前影響評価等を明らかにしなければならないとされている（発行法第23条第1項）ことから、政府に提出する立法計画案のドラフトには、それらを示した文書を含めなければならない（施行議定第9条）。

政府においては、司法省が立法計画案のドラフトを提示した後、審議が行われ、その後採決が行われる（発行法第23条第3項）。政府の審議結果を踏まえ、司法省は、首相府と協力して政府の立法計画案を完成させ、首相の委任に基づき、司法大臣が政府を代表して、国会常務委員会に対し政府の立法計画案を報告する（施行議定第10条）。

(2) 国会における審査、審議及び決議

国会では、国会法令委員会が立法計画案の審査を主管し、制定の必要性や規制の

⁹ 各省等からの提案を立法計画に含めることについて、實際上、司法大臣にどの程度決定権限があるのかは、明らかでない。

対象範囲，基本的な方針，整合性，実施可能性等を中心に審査を行う（発行法第25条第1項）。また，国会の民族評議会及びその他の各委員会も，法令委員会と協力して，自らの所管分野に係る立法提案に関して意見を表明する（同条第2項）。

国会常務委員会は，政府からの説明や国会法令委員会の審査報告等を踏まえて審議を行い（発行法第26条第1項），立法計画の原案を作成して国会に提出する（同条第2項）。国会では，国会常務委員会からの説明を受けて審議が行われ，その意見を踏まえて国会常務委員会を中心に原案の修正がなされ，国会に報告された後，最終的に，国会において立法計画の採択についての決議が行われることになる（発行法第27条第1項）。

計画の採択後における社会経済情勢の変化等による立法計画の修正についても規定があり，基本的には，当初の計画策定時と同様の手続によって，修正案の作成及び決議が行われる（発行法第29条，施行議定第12条。なお，発行法第29条は，立法計画の決議に関する第27条を準用していないが，実際には，翌年の年次計画の決議と併せて当該年の年次計画の修正に係る決議がなされているようである。）。

なお，立法計画の策定後は，国会常務委員会を中心に，立法計画の実施に向けて，法律案の提出機関や国会の審査機関の割当てが行われるが，政府における立法計画の実施については，司法省が政府を補助する役割を担うこととされている（発行法第28条，施行議定第11条）。

2 政府による法律案の起草段階

立法計画に基づく政府による法律案の起草，審査，審議及び採決については，発行法第Ⅲ章第2節（第30条～第40条）及び施行議定第Ⅱ章第1節（第20条～第30条）に規定されている。

(1) 法律案の起草

①起草委員会の設置

法律案が政府によって提出される場合は，政府が，司法省の提案の下，各省又は各省同格機関の一つを起草主管機関に割り当てるとともに，当該起草主管機関が起草委員会を設置する（発行法第28条第3項，第30条第2項）。基本的には，立法の提案を行った所管の省等が起草主管機関に指定されるものと思われる。なお，法律案が複数の分野に関連する内容を含む等の場合には，国会常務委員会が起草委員会の設置及び起草主管機関の割当てを行う（発行法第30条第1項）。

起草委員会は，法律案の起草ごとに設置されるアドホックな委員会であり，当該法律が制定されれば解散する（施行議定第20条第3項）。起草委員会は，起草

主管機関の長（各省大臣等）を委員長とし、起草主管機関及び関係機関・団体の上級職員のほか、当該分野の専門家等を委員として9人以上で構成され、さらに政府が法律案を提出する場合には、司法省及び首相府の代表も委員に含めることとされている（発行法第31条第1項）。

起草委員会の役割は、法律案のドラフトに関する基本的な方針や内容、各機関・個人から提出された意見の反映等についての審議のほか、ドラフトが党の方針・政策に照らして適切であることや、合憲性、合法性、法体系との整合性及び実施可能性について保証することであるとされている（発行法第32条第2項）¹⁰。

②編集班の設置

起草委員会の委員長は、起草委員会の業務を補助する編集班を設置しなければならない（発行法第32条第3項a）。編集班は、起草主管機関の専門家（全構成員の半数以下でなければならない。）やその他の起草委員会に所属する機関の専門家等により9人以上で構成される（施行議定第25条第2項）。編集班は、起草委員会の委員長から割り当てられた任務を遂行する（同条第3項、第4項）。

③起草の進め方

起草に当たっては、起草主管機関の任務として、既存の関連法令の施行状況調査、事前影響評価、関連資料の収集等を行うことが定められている（発行法第33条第1項～第3項）ほか、関係機関及び当該法律の直接の対象者からの意見収集義務についても規定され（発行法第35条第1項）、ワークショップの開催やウェブサイト等を通じた意見収集の方法が定められている（同条第2項、施行議定第27条）。法律案のドラフトについては、その全文を政府及び起草主管機関のウェブサイト上に60日間以上掲載しなければならない（発行法第35条第1項）。また、起草主管機関から各省等に対してドラフトが送付され、各省等はドラフトの受領後20業務日以内に起草主管機関に対し意見を送付しなければならない（施行議定第27条第4項）。特に財務省（財源）、内務省（人的資源）、資源環境省（環境への影響）及び外務省（国際条約との適合性）については、それぞれ括弧内の事項に関する意見を示さなければならないとされている（発行法第35条第3項）。なお、ドラフトが企業の権利義務に関わる場合には、ベトナム商工会議所にも送付され、ベトナム商工会議所が企業の意見を集約して司法省、首相府及び起草機関に送付することとされている（施行議定第27条第4項）。

¹⁰ 起草委員会と起草主管機関の関係や、起草委員会が法律案の起草についてどの程度の決定権限を有するのかについては、明らかでない。

(2) 司法省等による法律案のドラフトの審査

発行法第 36 条及び施行議定第 4 章第 1 節（第 41 条～第 48 条）では、政府が提出する法律案のドラフトに対し司法省が中心となって行う審査について規定している。前述のとおり、政府が法律案を提出する場合には、司法省の代表者も起草委員会の委員として参加することが予定されているところ（発行法第 31 条第 1 項）、司法省が同一の立場で起草・審査ともに関与するのか、司法省の内部で起草に関与する部局と審査を担当する部局が分けられているのか等、その考え方や運用は必ずしも明らかでない面がある。

法律案が複数の分野に関連する場合や司法省が起草主管機関となっている等の場合には、司法大臣は、関係機関の代表及び専門家等で構成される審査委員会を設置しなければならない（発行法第 36 条第 1 項）。議定によれば、審査委員会の委員の数は 9 名とされ、司法省及び首相府の代表も審査委員会に加わるようである（施行議定第 46 条第 1 項、第 2 項）。なお、審査委員会を設置しない場合でも、司法省は、必要に応じ、関係機関の代表や専門家等が参加する審査会議を開催しなければならない（施行議定第 45 条）。

これら政府の審査機関（司法省又は司法大臣が設置する審査委員会）による審査の内容については、発行法第 36 条第 3 項に規定されており、当該法律を制定する必要性、党の方針・政策に照らして適切であること、合憲性、合法性、法体系との整合性、実施可能性、用語及び起草技術等を中心に審査するものとされている。審査機関は、審査書類の受領後 20 日以内に、審査報告書を起草主管機関に対して送付しなければならない（発行法第 36 条第 4 項）。起草主管機関は、審査意見を踏まえてドラフトを検討し完成させ、審査報告書等とともに政府に提出する責任を有する（同条第 5 項、第 37 条）。

このほか、施行議定では、首相府の審査についても規定されており、首相府は、ドラフト関係書類の受領後 7 業務日以内に、その審査意見を示して提出書類を完成させることとされている（施行議定第 29 条）。政府の事務局的な役割を担う首相府が、政府での審議前に法律案等の書類の最終的な審査を行うという趣旨の規定と思われるが、首相府についても、起草・審査の両面に参加しているという点では、司法省と同様の問題がある¹¹。

なお、ドラフトについて各省等の間で意見の相違が残っている場合には、首相府

¹¹ 首相府が行う審査の手續等については、2014 年 8 月 28 日付けで首相府の長が決定した審査規程が別途存在するが、これによれば、立法の必要性や内容、法体系との整合性等が審査内容とされているようである。

の長は、起草主管機関、司法省及び関係各省等の代表を集めた会議を開いて議論を行い、その意見を踏まえて起草主管機関がドラフトを修正することとされている（発行政法第 38 条、施行議定第 29 条第 2 項）。

(3) 政府による審議及び採決

以上の手続を経て、政府において当該法律案の国会への提出に係る審議及び採決が行われる。手順としては、まず起草主管機関が法律案の説明を行い、首相府が法律案につき議論が残っている問題を提示した後、政府での審議が行われる（発行政法第 39 条第 3 項）。

審議の結果、法律案の国会への提出が採択された場合、起草主管機関は、司法省、首相府及び関係機関と協力して法律案を完成させ、首相の委任に基づき政府を代表して、当該法律案を国会に提出する（施行議定第 30 条）。法律案の提出が採択されなかった場合は、首相が再審議の時期を決定し、起草主管機関を中心に法律案の修正等が行われ、改めて政府による審議及び採決が行われる（発行政法第 39 条第 4 項）。

3 国会による法律案の審議段階

国会による法律案の審査、審議及び採決については、発行政法第Ⅲ章第 3 節から第 6 節まで（第 41 条～第 57 条）に規定されている。

(1) 国会の審査機関による審査

法律案は、国会の本会議に付される前に、国会の民族評議会及び関係委員会（併せて「審査機関」と呼ばれる。）による審査を受けなければならない。国会の民族評議会及び委員会は、所管分野に属する法律案については審査主管機関として、その他の分野の法律案については国会常務委員会の割当てに基づき審査参加機関として、法律案の審査に参加する（発行政法第 41 条第 1 項）。特に法令委員会は、法律案の合憲性、合法性、法体系との整合性を保証するため、社会問題委員会は、ジェンダー平等に関わる法律案の審査を行うため、それぞれ審査に参加する責任を有するとされている（発行政法第 46 条、第 47 条）。法律案の提出機関は、国会の開会日の 30 日前までに、これらの審査機関に対し法律案等の関係書類を送付しなければならない（発行政法第 42 条、第 46 条第 4 項、第 47 条第 4 項）。

国会の審査機関による審査は、審査主管機関が審査のための全体会議を開催して行う（発行政法第 44 条第 1 項）。審査に際しては、関係機関、専門家、法律案の直接の対象者等からの意見聴取のほか、起草主管機関と協力して法律案に関するワークショップの開催や実態調査の実施等をすることも可能とされている（発行政法第 41 条第 3 項、第 4 項）。審査内容は、法律案の対象範囲や内容、意見が分かれている

問題、党の方針・政策や憲法その他の既存法との整合性、実施可能性等を中心とするとされており（発行法第 43 条）、審査の結果は審査報告書にまとめられる（発行法第 45 条）。

(2) 国会常務委員会による審議

法律案の提出機関は、国会常務委員会会議の開会日の 7 日前までに、法律案等の関係書類を国会常務委員会に提出し、意見を求めなければならない（発行法第 48 条）。

国会常務委員会は、法律案の提出機関からの説明や審査主管機関からの審査報告等を受けた後、一回又は複数回にわたり審議を行い、法律案に対して意見を付さなければならない（発行法第 49 条）。法律案の提出機関（政府提出法律案の場合は、首相から提出の委任を受けた者）は、国会常務委員会の意見に基づき法律案の修正を行う責任を有する（発行法第 50 条第 1 項）が、提出機関の意見が国会常務委員会の意見と異なる場合は、その審議及び決定のため、国会に報告しなければならないとされている（同条第 2 項）。

(3) 国会による審議及び採決

国会（本会議）における法律案の審議及び採決は、一つの会期のみ、又は二つの会期にわたって行われる¹²。法律案は、国会の会期の開会日の 20 日前までに、国会議員に送付されなければならないが、既に一つ目の会期で審議され、二つ目の会期において採決のため提出される場合は、開会日の 45 日前までに送付しなければならない（発行法第 51 条第 1 項）。

以下、二つの会期にわたって審議・採決する場合の手續について述べる。

①第一会期

最初の会期では、法律案の提出機関からの説明や審査主管機関からの審査報告等を受けた後、法律案の基本的内容や意見が相違している問題点について審議を行い、国会常務委員会の求めに応じ、それらの問題について多数決による採決が行われる（発行法第 53 条第 1 項）。

②法律案の修正

第一会期の後、国会常務委員会の指導の下、法律案の修正の検討が行われる。まず、審査主管機関が、法律案の提出機関、国会法令委員会、司法省及びその他の関係機関と協力して法律案の修正を検討し、その修正案について国会常務委員会が審議を行うとともに、国会議員等に修正案を送付して意見を聴取する。審査

¹² ベトナムの国会は、毎年 2 回、会期を開くこととしている（憲法第 83 条第 2 項）。

主管機関は、それらの意見を統合・整理して検討し、修正点についての説明文書を完成させて、国会常務委員会に提出する（発行法第 53 条第 2 項）。

③第二会期

第二会期では、国会常務委員会が法律案の修正点について報告した後、なお意見の相違が残っている問題について審議を行う（発行法第 53 条第 3 項）。この段階において、法律案は、再び国会法令委員会に採決の日の 5 日前までに送付され、国会法令委員会が、審査主管機関及び法律案の提出機関と協力して起草の技術的なチェックを行い、法律案の合憲性、合法性、法体系との整合性を保証するものとされている（同項 d）。

以上の手続を経て、国会において当該法律案の最終的な採決がなされる。法律案が可決された場合は、採決の日から 15 日以内に、国家主席により当該法律の公布が行われる（発行法第 57 条第 1 項）。否決された場合又は法律案の一部のみ可決された場合は、国会常務委員会の求めに応じ、国会が当該法律案の今後の審議について決定する（発行法第 53 条第 3 項 f）。

以上が、政府が法律案を提出する場合の基本的な立法過程である。なお、立法過程の主な流れを別紙フロー図に示しておく。

第 3 議定の制定過程について

次に、政府が制定する法規範文書である議定の制定過程（発行法第 59 条～第 66 条、議定第 13 条～第 30 条に規定）についても、法律の場合と異なる点を中心に、簡単に確認しておきたい。

まず、議定の制定計画（年次計画のみ）の策定については、首相府が、司法省等と協力して、各省等から提出された提案書の審査、制定計画案の作成、ウェブサイトへの掲載、政府への案の提出等を行うこととされている（発行法第 59 条、施行議定第 13 条～第 17 条）。政府において制定計画案が採択されると、首相府は、司法省と協力して議定の制定計画を完成させ、公布のため首相に提出する（施行議定第 17 条第 3 項）。

なお、政府が議定を制定することができる場合として、発行法は 4 つの類型を挙げており、①法律等の上位規範の施行のための詳細事項を規定するもののほか、②政府の管轄分野における政策の実施のための具体的措置を規定するもの、③各省等及び他の政府機関の任務、権限及び組織機構を規定するもの、④法律及び国家常務委員会令の制定には至らないその他の重要な問題の規定を規定するものを挙げている（発行法第 14 条。なお④については、国会常務委員会の同意が必要）。これら 4 つの議定の内

容及び法律等との関係については更に精査する必要があるが、議定の制定計画の策定過程においては、個々の法律等を具体化するための①の議定と、その他の議定とで異なる規律が設けられており、後者の方では、制定の必要性等の説明や、予め財務省及び内務省に財源・人的資源に関し意見を求めること等が必要とされている（施行議定第14条、第15条）。

次に、議定の起草については、法律の場合と同様に、起草主管機関が起草委員会を設置して行うものとされている（発行法第60条第1項）。議定の起草委員会は、起草主管機関の代表者を委員長とし、その他委員として、審査機関、関係機関・団体、専門家等が参加する（司法省及び首相府も、法律の場合と同様に参加するのかどうかは明らかでない）。また、法律の場合と同様に、起草委員会の下に編集班が設置される。

起草の進め方についても、法律の場合に準じた規定が設けられており、起草主管機関が関連法令の施行状況調査、関連資料の収集、事前影響評価等を行うことのほか、各省等及び議定により直接影響を受ける者等から意見聴取を行うことや、意見聴取のためのワークショップの開催やウェブサイトへの掲載等が規定されている（発行法第61条、第62条）。なお、上で述べた議定の4類型のうち、国家常務委員会の同意が必要とされる④の議定を定める場合は、起草機関が首相府及び司法省と協力して、常務委員会に提出する文書を用意しなければならない（施行議定第26条）。

議定案の審査については、法律の場合と同様に司法省が中心的な役割を担うものとされ、議定案が複数の分野に関連する場合又は司法省が起草主管機関である等の場合には、関係機関の代表や専門家等で構成される審査委員会を設立することについても、法律案の場合と同様であり（発行法第63条第1項、施行議定第46条）、審査の内容についても、法律案の場合における審査事項の規定が準用されている（発行法第63条第3項）。審査報告書の起草主管機関への送付は、審査書類の受領後15日以内とされている（同条第5項）。なお、首相府においても、法律案の場合と同様に一定の審査を行うものと思われる（施行議定第29条）。

議定案の提出を受けた政府は、一回又は二回の会議において審議を行う。審議の進め方は法律案の場合と同様であり、起草主管機関及び首相府からの説明の後、政府による審議及び採決が行われる（発行法第66条）。

第4 ベトナムの立法過程の特徴

以上、政府が法律案を提出する場合を中心にベトナムの立法過程について概観したが、特に日本の立法過程との比較を念頭に、ベトナムの立法過程の特徴と思われる点を挙げてみたい。

1 立法計画に基づく立法

第2の1で述べたとおり、ベトナムで法律が制定されるためには、国会で審議・決議される立法計画に掲載がなされなければならない、掲載がなされない限り当該法律を制定することはできない。計画の修正についても規定されているが、その場合でも修正案の決議を経た上で個々の法律案の起草が進められる。このように、立法計画に基づく立法は、最終決定機関である国会の承認の下、計画的に立法作業を進めることができる反面、立法の機動性が劣る面は否めないとされるし、また、仮に国会に対して立法の提案を行う時点で、当該立法の必要性・有効性等につき十分な検討がなされていないとすれば、不必要な立法や一貫性のない立法の制定を助長するおそれもあるように思われる¹³。

2 多数の機関・個人が参加するコンセンサス重視型の立法過程

前述のとおり、起草主管機関が設置する起草委員会には、起草主管機関だけでなく、関係各省・関係団体や専門家など多数の機関・個人が参加することが予定されており、起草過程においても、ワークショップの開催等により、関係機関や対象者等から意見を聴取しつつ起草を進めることが規定されている。また、司法省による審査の場面でも、一定の場合には、関係機関や専門家等が参加する審査委員会又は審査会議を開催して審査を行うこととされている。さらに、国会に法律案が提出された後も、審査主管機関が全体会議を開催するほか、関係機関や専門家等からの意見聴取やワークショップの開催、実態調査の実施等を行うことができるとされている。

このように、一つの機関が起草あるいは審査を専属的に担うのではなく、多数の関係機関が参加する会議体を中心に、その都度、関係者や専門家への意見聴取等を行って、コンセンサスを形成しながら徐々に法律案が仕上げられていく方式をとっているように見受けられる。このような方式は、政策形成の場面では望ましい面が多いものと思われ、特に多民族国家で地域差も大きいベトナムにおいては、できる限り多くの関係者等から意見を聴取しつつコンセンサスを形成していくことの必要性は高いものと思われる。一方で、具体的な条文の起草自体は一定の法文上のルールに従い厳格になされるべきところ、仮にその都度提出される意見を元に条文を書き換えているとすれば、全体の整合性・一貫性を欠くことにつながる危険性が高

¹³ PHAN 氏の論文（前掲注3）では、立法計画制度の問題として、提案機関による提案後の取消や変更により立法計画が不安定であること、案の提出時点で詳細に起草されておらず影響分析も適切になされていないこと等が指摘されている（17～18頁）。

い¹⁴。幅広い関係者の多様な意見を踏まえて行われるべき政策形成の場面と、専門家によりテクニカルに行われるべき条文の起草の場面は、分けて考える必要がある。

この点、規定上は、法律案の合憲性、合法性、法体系との一貫性について審査し保証しなければならないとされる機関が複数存在し（起草委員会、政府の審査機関（司法省等）、国会の審査機関（特に国会法令委員会））、重層的なチェックが行われることが予定されているが、審査の方法、審査の基準、審査意見の反映といった運用の実態については、さらに吟味しなければならないと思われる¹⁵。

なお、上記の点を含めたベトナムの法制度の特徴や問題点については、本号 38 頁掲載の松本剛長期派遣専門家による「ベトナム法整備だより」において実情に即した報告がなされているので、そちらを参照されたい。

第5 おわりに

本稿では、ベトナムの立法過程及びその特徴を概観したが、法文の不統一・不整合や不透明な運用といった問題に対処するには、立法過程の見直しだけでなく、条文の書き方など法制執務的なルールの確立、法律と議定等の他の法規範文書との関係の整理やこれらが一体として制定されるための運用の改善等も必要になると思われるし、より根本的には、行政活動が法律に従って行われること、あるいは法の支配に係る意識付けの徹底といった観点からの様々な対策が必要であろう。一方で、法のあり方は国家のあり方と密接に関わることから、日本が時間をかけて議論し、構築してきた法制度、運用、理論等を参考にしつつも、ベトナムの国家体制に合ったものをベトナム人自身が主体的に考え、構築できるように支援することが何よりも重要であると思われる。

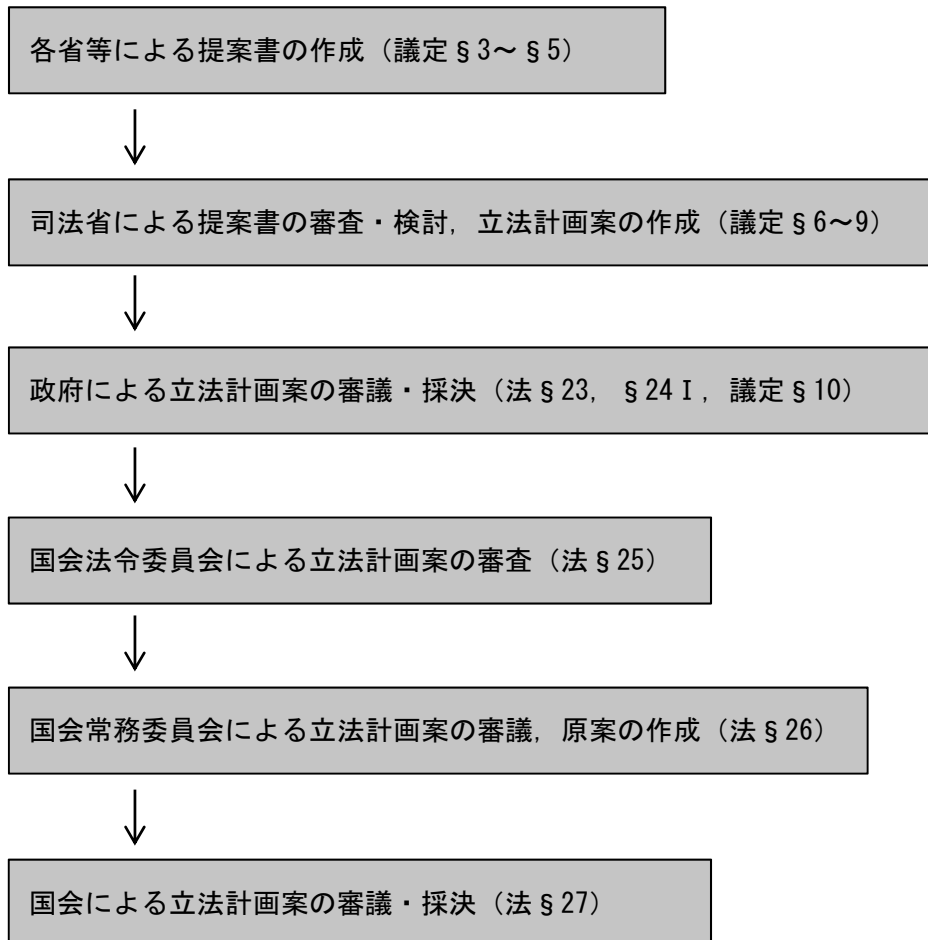
以上

¹⁴ もちろん、起草を担当する機関において起草の専門家が十分に育成されていない状況では、条文案を公開して広く意見を求め、憲法に反するような規制や相互に矛盾した規定等がないかチェックする仕組みも重要であると思われる。

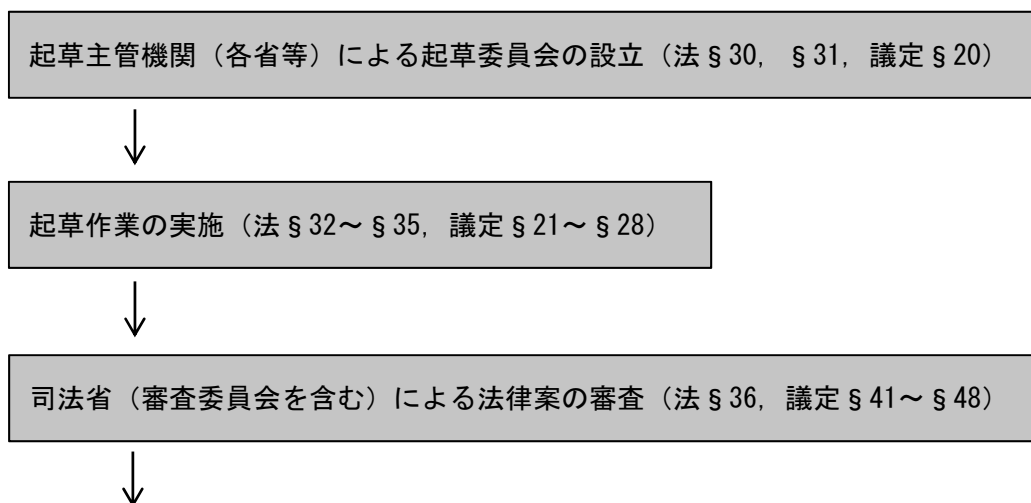
¹⁵ 本稿では、司法省、首相府、国会法令委員会等の主体にかかわらずすべて「審査」としたが、ベトナム語原文及び英訳版では、審査の主体によって異なる用語が充てられている場合があり、これらの使い分けについても今後検討する必要がある。

ベトナムにおける立法の流れ（政府が法律案を提出する場合）

【1. 立法計画の策定段階】



【2. 政府による法律案の起草段階】



首相府による法律案の審査（議定 § 29）



政府による法律案の審議・採決（法 § 39, 議定 § 30）

【3. 国会による法律案の審議段階（二会期で審議する場合）】

審査機関（国会民族評議会及び関係委員会）による法律案の審査（法 § 41～ § 47）



国会常務委員会による法律案の審議（法 § 48～ § 50）



国会（第一会期）における法律案の審議（法 § 53 I）



法律案の修正の検討（法 § 53 II）



国会（第二会期）における法律案の審議・採決（法 § 53 III）



法律の公布（法 § 57）